

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】令和3年8月5日(2021.8.5)

【公開番号】特開2020-141010(P2020-141010A)

【公開日】令和2年9月3日(2020.9.3)

【年通号数】公開・登録公報2020-036

【出願番号】特願2019-34234(P2019-34234)

【国際特許分類】

H 01 L 23/48 (2006.01)

H 01 L 23/12 (2006.01)

H 01 L 25/07 (2006.01)

H 01 L 25/18 (2006.01)

【F I】

H 01 L 23/48 N

H 01 L 23/48 R

H 01 L 23/12 K

H 01 L 25/04 C

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月28日(2021.6.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

図5に示すように、各リードフレーム40, 50, 60, 70, 80は幅を3種類有する3段構造となっている。立設部41は、接合部45の幅W1に比べて幅W2が広がる幅広部位46を有し、幅広部位46は、樹脂部90に埋没している。幅広部位46の上側には中間幅広部位47が形成され、中間幅広部位47の先端側は接合部45の幅W1と同じ接続部となっている。中間幅広部位47の幅W3は、幅広部位46の幅W2よりも小さく、接合部45の幅W1よりも大きい。幅広部位46よりも基端40a側において90°折り曲げられている。中間幅広部位47を設けることにより、幅広部位46から先端に向かって、幅の変化量を緩和することができる。中間幅広部位47を設けない場合、幅W2から幅W1に急に変化することになり、応力が加わりやすくなる。中間幅広部位47を設けることにより、幅の変化量を緩和して強度向上を図ることができる。